

平成 22 年度税制改正 民間国外債に関する非課税制度の改正

1 はじめに

平成 22 年度税制改正（以下「本改正」といいます。）により、民間国外債⁽¹⁾に関する非課税制度が改正され、本年 4 月 1 日より施行されております。以前より、民間国外債を非居住者・外国法人が保有する場合には、一定の本人確認手続きを経ることを条件としてその利子に対する所得税を非課税とする制度及び非居住者が保有する民間国外債の発行差金⁽²⁾に対する所得税を非課税とする制度が存在していましたが、本改正により、その内容に変更が加えられております。本ニューズレターにおいては、これらについて簡単に解説を加えたいと思います。なお、本ニューズレターにおいては、租税特別措置法を「法」、租税特別措置法施行令を「施行令」、租税特別措置法施行規則を「規則」という場合があります。

2 利子非課税制度の恒久化

民間国外債の利子及び発行差金の非課税制度につきましては、従前、適用期限に制限が加えられており、租税特別措置法の改正の度に延長が加えられてきたところですが、本改正により、恒久的な措置とされました（法 6 条 4 項・41 条の 13 第 3 項）。

これは、仮に民間国外債の非課税制度が延長されなかった場合に、非居住者等の受け取る利子や発行差金にも所得税

が課される結果、民間国外債への投資意欲が低下するおそれがあり、また、日本企業の海外における資金調達が困難となることから同程度の国際競争力を有する他国の企業に比し競争力が低下するおそれがあるため⁽³⁾、民間国外債の非課税制度を延長する必要があると考えられるところ、民間国外債の非課税制度は昭和 49 年の導入以来既に 36 年間継続した制度であることから、本改正を機に恒久化したものと考えられます。また、主要先進国では、国際資本市場での資金調達の重要性を考慮し、民間国外債の利子等については適用期限を定めずに非課税化されており、民間国外債の非課税制度を恒久化することにより、税制に関する国際的イコール・フットイングを確保することが可能となります⁽⁴⁾。

3 利子非課税制度の対象から除かれる民間国外債

利子非課税制度の対象から除かれる民間国外債につきましては、従前、軽課税国に本店等が所在する実態のない外国法人により発行される民間国外債とされておりましたが、本改正により、これに代えて、利益連動債及び発行会社と特殊の関係を有する者（以下「特殊関係者」といいます。）が保有する民間国外債とされました（法 6 条 4 項・5 項）。

軽課税国に本店等が所在する実態のない外国法人により発行される民間国外債については、租税回避行為を防止する観点から、利子非課税制度の適用がないものとされておりましたが、かかる民間国外債の利子を国内金融機関等が受け取る場合であっても源泉所得税が課税されることになるため、国内金融機関等の資金運用スキームに深刻な影響を与えている一方で、非課税としても、結局法人税の課税ベースに算

本ニューズレターの執筆者



いしづ たく
石津 卓

パートナー
弁護士



すぎもと けんたろう
杉本 健太郎

アソシエイト
弁護士

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室
（電話：03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp）

入されるため課税上の弊害が生じない⁽⁵⁾⁽⁶⁾として改正されたものと思われま

(1) 利益連動債

上記の利子非課税制度の対象から除かれる民間国外債のうち、利益連動債については、法文上「その利子の額が当該民間国外債の発行をする者又は当該発行をする者の特殊関係者・・・に関する政令で定める指標を基礎として算定されるもの」とされておりますが(法 6 条 4 項)、具体的には、以下のものが「政令で定める指標」として規定されました(施行令 3 条の 2 の 2 第 8 項)。

- | | |
|---|---|
| 1 | 民間国外債の発行者又は発行者の特殊関係者の事業に係る利益の額又は売上金額、収入金額その他の収益の額 |
| 2 | 民間国外債の発行者又は発行者の特殊関係者が保有する資産の価額 |
| 3 | 民間国外債の発行者又は発行者の特殊関係者が支払う剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配その他これらに類するものの額 |

当該民間国外債の利子が上記を基礎として算定されるものである場合には、その保有者が非居住者・外国法人であっても、利子非課税制度を利用することができないこととなります。

(2) 特殊関係者が保有する民間国外債

ア 特殊関係者の範囲

上記の通り、民間国外債の発行者の特殊関係者が保有する民間国外債については、利子非課税制度を利用することができないとされていますが、この特殊関係者の範囲については、若干複雑な規定が置かれております(法 6 条 4 項、施行令 3 条 2 の 2 第 5 項乃至 7 項、法人税法施行令 4 条 3 項)。これらをまとめると以下の通りとなります。

① 発行者に支配されている場合・発行者を支配している場合

発行者と他の者の間に、以下の囲みの中に記載するような関係が存在している場合、当該他の者は発行者の特殊関係者とされます。例えば、発行者にその発行済株式の 50%超を保有されている X 社は、発行者の特殊関係者として取り扱われ、例え X 社が外国法人であっても民間国外債について支払われる利子について利子非課税制度の利用ができません。

- | | |
|---|--|
| 1 | 他の会社の発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の 100 分の 50 を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合 |
| 2 | 他の会社の次に掲げる議決権のいずれかにつき、その総数(当該議決権を行使することができない株主等が有する当該議決権の数を除く。)の 100 分の 50 を超える数を有する場合 |
| | イ 事業の全部若しくは重要な部分の譲渡、解散、継続、合併、分割、株式交換、株式移転又は現物出資に関する決議に係る議決権 |
| | ロ 役員を選任及び解任に関する決議に係る議決権 |
| | ハ 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社が供与する財産上の利益に関する事項についての決議に係る議決権 |
| | ニ 剰余金の配当又は利益の配当に関する決議に係る議決権 |
| 3 | 他の会社の株主等(合名会社、合資会社又は合同会社の社員(当該他の会社が業務を執行する社員を定めた場合にあつては、業務を執行する社員)に限る。)の総数の半数を超える数を占める場合 |

そして、上記のような関係が発行者と他の者の間に間接的に存在する場合であっても特殊関係者に該当するとされており、その範囲は、最大で「ひ孫」会社までとされています。例えば、発行者にその発行済株式の 50%超を保有されている X 社にその発行済株式の 50%超を保有されている Y 社も発行

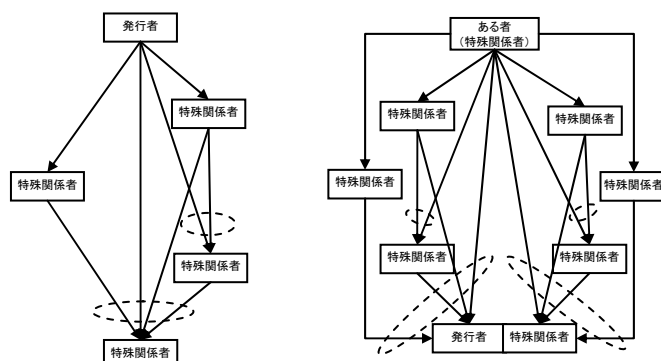
者の特殊関係者として取り扱われます。また、発行者の保有持分と発行者にその発行済株式の 50%超を保有されている X 社の保有持分を合算してその発行済株式総数の 50%超を保有されている Y 社も発行者の特殊関係者として取り扱われることになり、発行者、X 社及び Y 社の保有持分を合算してその発行済株式総数の 50%超を保有されている Z 社も発行者の特殊関係者として取り扱われることになります。

② 同一の者に支配される場合

ある者と発行者の間に上記の囲みの中に記載するような関係が存在している場合で(当該ある者が発行者を支配している場合)、且つ、当該ある者と他の者の間に上記の囲みの中に記載するような関係が存在している場合(当該ある者が当該他の者を支配している場合)、当該他の者は発行者の特殊関係者として取り扱われます。即ち、いわゆる兄弟会社の関係にあるような場合でも特殊関係に該当する場合があります。例えば、X 社にその発行済株式の 50%超を保有されている Y 社は、同じく X 社にその発行済株式の 50%超を保有されている発行者の特殊関係者として取り扱われます。

また、①と同様に、上記の囲みの中に記載するような関係がある者と発行者・当該ある者と他の者の間にそれぞれ間接的に存在する場合であっても、発行者と当該他の者は特殊関係者に該当するとされています。例えば、X 社にその発行済株式の 50%超を保有されている Z 社は、X 社にその発行済株式の 50%超を保有されている Y 社にその発行済株式の 50%超を保有されている発行者の特殊関係者として取り扱われますし、Z 社にその発行済株式の 50%超を保有されている W 社も発行者の特殊関係者として取り扱われます。なお、かかる間接的な関係の範囲は、①と同様に、ある者から見て「ひ孫」会社までとされています。

これらを図示すると以下の通りとなります⁽⁷⁾。



イ 特殊関係者の判定時期

利子非課税制度において、民間国外債を保有する非居住者・外国法人が発行者の特殊関係者であるか否かを判定するのは、当該利子の支払いの日が属する発行者の事業年度の開始の時とされています(施行令 3 条の 2 の 2 第 15 項)。例えば、利子の支払いの日が平成 22 年 9 月 1 日であり、当該民間国外債の発行会社の事業年度が 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までである場合、平成 22 年 9 月 1 日の利子の支払いについて、当該民間国外債の保有者である非居住者・外国法人が発行者の特殊関係者であるか否かは、平成 22 年 4 月 1 日時点で当該非居住者・外国法人が発行者の特殊関係者に該当するか否かで判断されることになり、仮に平成 22 年 4 月 2 日から発行者の特殊関係者に該当することとなったような場合には、平成 22 年 9 月 1 日の利子の支払いに関しては発行者の特殊関係者とは取り扱われないことになっています。

ウ 本人確認制度との関係

民間国外債の利子非課税制度を利用しようとする非居住者・外国法人は、氏名・名称と国外にある住所等について、利子の支払をする者・支払の取扱者⁽⁸⁾又は保管支払取扱者⁽⁹⁾の確認(いわゆる本人確認)を受ける必要があります(法 6 条 13 項・施行令 3 条の 2 の 2 第 11 項・17 項)、本改正によって

発行者の特殊関係者が利子非課税制度を利用できないこととされたにもかかわらず、特殊関係者で「ない」ことは本人確認の際の確認の対象とはされませんでした。従って、民間国外債の利子非課税制度を利用しようとする非居住者・外国法人は、本改正前と同様に氏名・名称と国外にある住所等について確認を受けることになります。

上記の通り、特殊関係者は利子非課税制度を利用できないのですが、特殊関係者でなかった非居住者・外国法人が期中に特殊関係者になる場合はあり得ます。そこで、その場合には、特殊関係者となったことを支払の取扱者に告知することとされています(法 6 条 13 項・施行令 3 条の 2 の 2 第 19 項)⁽¹⁰⁾。

エ 特殊関係者リストの提出

民間国外債に関する利子非課税制度の適用があることを理由として、利子の支払をする者が源泉徴収を行わなかった利子の支払いがある場合、当該民間国外債の発行者は、事業年度開始時における特殊関係者の情報又は特殊関係者がいない旨等を記載した書類(特殊関係者リスト)を所轄税務署長に提出するものとされました(法 6 条 12 項・施行令 3 条の 2 の 2 第 34 項・規則 3 条の 20 第 19 項)。

4 スイス特例の廃止

本改正前には、租税特別措置法上の指定民間国外債⁽¹¹⁾について本人確認制度を伴わない非課税制度(いわゆるスイス特例)が存在していました。この制度が廃止されると今後日本企業によるスイス市場における起債が消滅するおそれがあると言われていましたが、本改正により指定民間国外債の制度は廃止されることになりました(改正前の法 6 条 10 項・11 項の削除)。但し、現在でもスイス市場での発行実績があること等を踏まえ、廃止には 2 年間の猶予期間が置かれています⁽¹²⁾。

5 発行差金の取扱い

民間国外債の発行差金の取扱いについては、非居住者が保有する場合には、従前より非課税の扱いでしたが、本改正により、利子非課税制度と同様に発行者の特殊関係者に該当する非居住者が保有する民間国外債については、非課税の取扱いとはならないことになりました。但し、特殊関係者か否かの判定時期については、利子非課税制度の場合と異なり、発行差金の支払いを受ける非居住者が当該民間国外債を取得した日を含む発行者の事業年度の開始の時とされています(施行令 26 条の 22 第 2 項)。例えば、非居住者が平成 22 年 5 月 1 日に取得した民間国外債につき平成 23 年 12 月 31 日に償還を受ける場合で、発行者の事業年度が 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までである場合には、平成 22 年 4 月 1 日時点で当該非居住者が発行者の特殊関係者に該当するか否かで判断されることとなります。

6 最後に

本改正による民間国外債の利子非課税制度と発行差金の非課税制度に関する主な改正点は上記の通りとなりますが、3 ウで述べた通り、特殊関係者で「ない」ことについては本人確認制度の対象となっていないことから、発行者の特殊関係者に該当するような非居住者・外国法人が利子非課税制度を利用するとして非課税適用申告書を提出した場合、利子非課税制度の入り口段階でこれを排除できないように思われます。しかしながら、3 エで述べた特殊関係者リストの提出により税務当局は発行者の特殊関係者が誰であるかを知り得ることから、事後的に一定の対応をとることは可能であると思われまます。また、本改正前においては、本改正後の特殊関係者に該当するような非居住者・外国法人に対し高い利率の民間国外債を発行し、それらの者に対して課税されることなく利益を移転しているような場合、その者が法定の手續を履踐している限り、本来的に非課税とする理由がないと考えられるにもかかわらず非課税とせざるを得ませんでした。しかしながら、本改正後は、発行者の特殊関係者に対して支払われる利子には所得税が課されることになったことから、特殊関係者リス

トの提出の制度と合わせて、かかる行為に対して一定の歯止めがかかることが期待されます。

以 上

- (1) 民間国外債とは、「法人により国外において発行された債券(外国法人により発行された債券にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定めるものに限る。)」で、その利子の支払が国外において行われるもの(法6条1項)をいいます。
- (2) 発行差金とは、「その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額を超える場合におけるその差益」(法41条の13第3項)をいいます。
- (3) 財務省国際局・理財局「平成22年度税制改正(租税特別措置)要望事項」参照
- (4) 金融庁「平成22年度税制改正(租税特別措置)要望事項」参照
- (5) 金融庁「平成22年度税制改正(租税特別措置)要望事項」参照
- (6) 国内金融機関等は、一定の手続を履践することにより、その保有する民間国外債が利益運動債に該当しても、また、当該国内金融機関等が発行者の特殊関係者に該当したとしても、その支払いを受ける利子については源泉徴収が免除されます(法6条9項)。
- (7) 図表中の全てが法人であることを前提とした図表となります。
- (8) 利子の支払いの都度、非課税適用申告書を提出する場合には、本人確認は、利子の支払をする者又は利子の支払者が行うこととなります(施行令第3条の2の2第11項)。
- (9) 民間国外債が法の定める一定の要件に該当する「特定民間国外債」である場合、非居住者・外国法人は法令の定める一定の手続をとることを条件に非課税適用申告書を提出したものとみなす制度(いわゆるユーロ特例)がありますが(法6条8項)、この場合の本人確認は、保管支払取扱者が行うこととなります(施行令第3条の2の2第17項)。
- (10) この特殊関係者となったことの告知義務は、ユーロ特例を利用している場合にのみ適用されます。
- (11) 指定民間国外債とは、「その国の法令又は慣行により利子の支払の取扱者がその支払を受ける者に関する情報の開示をすることができない国であつてその開示をすることができないことについて国際的にも容認されていると認められるものうち政令で定める国(以下この項において「指定国」という。))において発行された民間国外債であつて、その利子の支払が当該指定国において行われることその他の政令で定める要件を満たしているもの」をいいます(本改正前の法6条11項)。本改正前には、本改正前の施行令第3条の2第32項によりスイスが指定国とされていました。また、本改正により指定民間国外債の制度が廃止されたことを受けて、本改正前において「一般民間国外債」とされていたものについて「民間国外債」と表現が改められています。
- (12) この結果、平成24年3月31日までの間に発行される指定民間国外債につき支払いを受ける利子については、利子非課税制度の適用を受けることができます。